

大阪府住宅供給公社

次期ネットワーク基盤刷新に係る現状把握・分析及び次期ネットワーク基盤の方向性整理業務委託

募集要領

1. 募集の趣旨

大阪府住宅供給公社では、Microsoft 365 の継続利用、基幹システムのクラウド化、テレワーク・外出先利用への対応、セキュリティ強化、端末管理の見直し、情報システム部門の運用負荷軽減等を目的に、次期ネットワーク基盤刷新の検討を進めている。

本業務では、現行環境の事実関係、依存関係、課題を整理したうえで、単一の将来構成を確定するのではなく、To-Be モデル検討に向けた方向性、比較観点、判断材料、未決事項を整理し、概略ロードマップを作成する。これにより、後続の PoC、要件定義、調達、構築に進む際の判断材料を整理することを目的とする。

2. 業務の概要

区分	内容
業務名	大阪府住宅供給公社 次期ネットワーク基盤刷新に係る現状把握・分析及び次期ネットワーク基盤の方向性整理業務委託
履行期間	契約締結日から概ね 3～4 か月程度を想定するが、提案者は、実施可能な期間を提案すること。
対象規模	職員約 250 名、本社、千里センター、泉北センター、データセンター等を想定する。正確な対象範囲は契約後に確認する。
対象領域	ネットワーク、認証・ID 管理、端末・資産管理、Microsoft 365 利用環境、サーバ・業務システム、運用体制、責任分界等。
作業前提	既存資料、ヒアリング、画面確認、公社が提供可能な設定情報をもとに整理する。 なお、全設定値の棚卸し、長期ログ分析、性能測定、脆弱性診断は対象外とする。

3. 業務範囲

3.1 基本業務

業務	求める内容
現状把握・分析	現行ネットワーク構成、通信経路、認証、ID 管理、端末管理、クラウド利用、セキュリティ製品、運用管理の関係を整理する。
課題及び依存関係の整理	オンプレミス AD、GPO、WSUS、RADIUS、FortiGate、プロキシ、A10 Thunder、閉域網、VPN、無線 LAN、ファイルサーバ、プリンター等の依存関係及び見直し時の影響を整理する。
To-Be モデル検討に向けた方向性・論点整理	詳細な将来構成、採用製品、設計内容を確定するのではなく、後続工程で比較検討すべき方向性、比較観点、判断材料及び未決事項を整理する。
概略ロードマップの整理	2027 年（令和 9 年）12 月、2028 年度（令和 10 年度）、2029 年（令和 11 年）7 月以降の主要判断時点を踏まえ、短期・中期・長期で検討すべき事項を整理する。
次段階検討事項の整理	PoC、要件定義、調達、構築前に、公社が確認・決定すべき事項を整理する。

※上記業務の詳細は、別添の仕様書に記載

3.2 本業務に含めない作業

特定製品又は特定サービスの採用決定。

SASE、ZTNA、SWG、FWaaS、CASB、Microsoft 製品その他の具体的な製品選定、又は採用可否を判断するための製品別最終評価。

PoC、製品検証、性能測定、長期ログ取得・分析、通信量測定、セキュリティ診断。

要件定義、基本設計、詳細設計、移行設計、構築、設定変更、切替作業。

調達仕様書案、要求仕様書案、入札公告資料、契約書類の作成。

機器設定変更、アカウント変更、ライセンス契約変更、運用変更の実施。

すべての設定値・ログ・通信の完全な網羅的調査。

4. 参加資格

本募集は、次の資格要件をすべて満たす者のみ参加できる。要件を満たさない者は失格とする。

①提案書提出期限の日から過去 5 年間に、国、地方公共団体、公社等の公的団体において、ネットワーク、認証・ID 管理、端末管理、クラウド利用環境、セキュリティ又は運用設計に関する調査・分析、構想整理、要件整理、設計又は導入支援の実績を有すること。

②次のアからソまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 募集要領等の公表日から契約候補者決定の日までの間に、大阪府又は公社から指名停止の措置を受けた者

ク 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ケ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

コ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は当該申立てをされた者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者であって、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定したもの又は参加資格の再認定を受けたものを除く。

サ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をした者又は当該申立てをされた者。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者であって、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があったものを除く。

シ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者(会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 107 条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。)

ス 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体

セ 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ソ 大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に該当すると認められる者

5. 実施スケジュール

項目	時期・期限	備考
募集要領等の公表	令和 8 年 8 月 17 日	仕様書、提出様式等を公社ホームページ (https://www.osaka-kousha.or.jp/) へ公表
資格確認書類及び質問 受付期限	令和 8 年 8 月 27 日 正 午まで	電子メールで受付
質問回答	令和 8 年 8 月 28 日予 定	営業秘密等を除き、必要に応じて参加事業者へ共有
提案書提出期限	令和 8 年 9 月 14 日 17 時まで	電子データで提出
プレゼンテーション・ヒアリン グ	令和 8 年 9 月 29 日予 定	説明時間、質疑時間、実施方法は別途通知
評価・選定結果通知	令和 8 年 9 月 30 日以 降	選定結果を各参加事業者へ通知
契約締結・業務開始	令和 8 年 10 月予定	契約手続完了後に着手

6. 質問及び回答

質問は、指定様式にて電子メールにより、期限までに提出すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

本件に関する質問回答は、個別企業のノウハウ、見積内訳、営業秘密に該当するものを除き、必要に応じて参加事業者へ共有し、提案条件の公平性を確保する。

質問回答の内容は、本募集要領及び仕様書を補足するものとして取り扱う。

7. 提案書等の提出

7.1 提出書類

提出書類	記載・提出内容
資格確認書類	会社概要、参加資格確認書類、類似業務実績資料、誓約書、暴力団排除関係書類、登記事項証明書、その他公社が定める書類
提案書	業務理解、実施方針、調査対象・方法、To-Be 検討論点整理、ロードマップ、成果物、体制・実績、中立性確保、留意事項等。
見積書	総額、税抜・税込、内訳、工数、打合せ回数、追加費用条件、対象外作業を明記。
実施体制表	責任者、主担当者、領域別専門要員、再委託又は協力会社の有無と役割分担。
成果物イメージ	現状把握・分析報告書、課題・依存関係整理表、To-Be モデル検討論点整理資料、概略ロードマップ等の構成イメージ。

7.2 提案書に記載すべき事項

提案者は、提案書に少なくとも以下の事項を整理して記載すること。また A4 横サイズで 30 枚以内に収めること。

項目	記載内容
業務理解	公社の現状、課題認識、短期・中長期の切り分け、今回業務の位置付け。
実施方針	現状把握、課題整理、To-Be 検討論点整理、ロードマップ作成の進め方。
調査対象・方法	確認対象、確認資料、ヒアリング対象、画面確認、公社側負荷、不明点の扱い。
To-Be 検討論点整理	整理する方向性、比較観点、判断材料、未決事項、後続工程で具体化すべき事項。
ロードマップ	短期、中期、長期の整理方法、主要期限との整合、段階的に検討すべき事項及び主要な判断時点。
中立性確保	特定製品又は特定ベンダーへの誘導を避ける方法、代替案の示し方、後続調達への配慮。
成果物	成果物一覧、粒度、ページ数又は構成、図表化範囲、編集可能形式での提出可否。
体制・実績	責任者、担当者、専門要員、類似実績、伴走支援体制。
見積	総額（税抜・税込）、内訳、工数、打合せ回数、追加費用条件、対象外作業。
留意事項	前提条件、制約、リスク、公社側に求める資料・作業。

7.3 提案書構成例

- ・表紙、会社概要、担当部署、連絡先。
- ・業務理解及び提案方針。
- ・現状把握・分析の進め方。
- ・課題・依存関係整理の進め方。
- ・To-Be モデル検討に向けた方向性・論点整理の方針。
- ・概略ロードマップの整理方針。
- ・成果物イメージ及びサンプル。
- ・実施体制、担当者、専門要員、類似実績。
- ・スケジュール、打合せ計画、公社側に求める資料・作業。
- ・提案価格、内訳、追加費用条件、対象外事項。
- ・中立性確保、後続調達への配慮、成果物利用条件。

7.4 提出方法

提出期限までに、指定の提出先へ電子データで提出すること。

提出後の差替えは、提出期限内に限り認める。なお、同一事業者が複数の提出書類を提出した場合は、最後に公社が受領したものを提出書類とみなすものとする。

提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とする。

8. 提案価格及び価格評価

項目	内容
提案上限額	6,000,000 円（税抜）。提案価格が提案上限額を超える場合は失格とする。
価格評価対象	基本提案価格のみを対象とする。任意追加提案に係る費用は基本提案価格に含めず、別見積又は参考価格として明示すること。
価格点	価格点 = $100 \times (1 + (\text{提案上限額} - \text{提案価格}) / \text{提案上限額})$ による。
端数処理	価格点は小数第 1 位まで算出する。

9. 任意追加提案の取扱い

提案者は、本業務の対象外であっても、後続工程又は追加作業として有用と考える事項がある場合は、任意追加提案として記載して差し支えない。ただし、基本提案とは費用、工数、成果物、期間を明確に分離し、基本評価の加点対象とはしない。任意追加提案に係る費用は、基本提案価格には含めず、別見積又は参考価格として明示すること。価格評価は基本提案価格のみを対象とする。

- ・ 本業務範囲を超えた要件定義又は調達仕様書作成支援。
- ・ PoC 又は製品検証。
- ・ 詳細ログ分析、通信量調査、セキュリティ診断。
- ・ 構築、設定変更、切替作業、運用設計。

10. プレゼンテーション・ヒアリング

提案内容の確認のため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施日時、場所、実施方法、説明時間、質疑時間、参加人数上限は別途通知する。

説明は、提出済み提案書に基づき行うこと。提出内容と異なる新たな条件提示は、原則として評価対象としない。

質疑応答では、提案範囲、対象外作業、成果物粒度、体制、価格内訳、追加費用条件、中立性確保、後続調達への配慮等を確認する。

11. 評価方法

11.1 評価項目及び配点

提案は、技術点 200 点（基準点 100 点）、価格点 200 点（基準点 100 点）、合計 400 点満点で評価する。対象外業務に関する提案は、任意追加提案として参考扱いとし、基本評価の加点対象とはしない。

別に設置する「次期ネットワーク基盤刷新に係る現状把握・分析及び次期ネットワーク基盤の方向性整理業務実施事業者選定委員会」において、提案を審査し、最も優秀な提案を行った者を契約候補者として選定する。

No.	評価項目	配点	評価の視点
1	業務理解・前提整理	20	公社の現状、基幹システム刷新、Microsoft 365 継続利用、現行課題、段階移行の必要性を理解しているか。
2	現状把握・分析の具体性	30	調査対象、方法、ヒアリング、公社側負荷、既存資料確認、不明点の扱いが具体的か。
3	課題・依存関係の整理力	25	AD、GPO、WSUS、RADIUS、プロキシ、A10、FortiGate、無線 LAN、ファイルサーバ等の依存関係を整理できるか。

4	To-Be モデル検討に向けた 論点整理	35	詳細な将来構成を作り込むのではなく、方向性、比較観点、 判断材料、未決事項を整理できるか。
5	概略ロードマップ・段階的検 討事項	30	2027 年 12 月、2028 年度、2029 年 7 月以降を踏まえ、 短期・中期・長期で検討すべき事項、主要な判断時点、後続 工程で確認すべき事項を整理できるか。
6	製品中立性・後続調達 の公平性	25	特定製品・特定ベンダーに偏らず、後続調達で複数社が公平 に参加できる整理になっているか。
7	成果物の実用性・説明性	15	経営層説明、予算要求、PoC、要件定義、調達検討に使える 粒度と形式か。
8	実施体制・伴走支援力	10	必要な専門要員と説明支援体制があるか。
9	見積根拠・追加費用条件 の明確性	10	金額、工数、成果物、打合せ回数、追加費用条件、対象外 作業が明確か。

11.2 選定及び同点時の取扱い

価格点は、「8.提案価格及び価格評価」に定める算定式により算定する。

提案価格が提案上限額を超える場合、当該提案者は失格とし、価格点、総合点及び順位付けの対象外とする。

技術点及び価格点のそれぞれが基準点以上のもののうち、合計点が最も高い者を、契約候補者として選定する。

総合点が同点の場合は、技術点の高い者を上位とし、技術点も同点の場合は、評価・選定委員会の協議により順位を決定する。

評価結果に関する個別の採点内容及び委員の意見は、原則として開示しない。

12. 失格事項

「4.参加資格」をすべて満たさない者。

提案価格が提案上限額を超える場合。

提出期限までに必要書類が提出されない場合。

提出書類に重大な虚偽、不備又は記載漏れがある場合。

本募集要領、仕様書、質問回答その他公社が示す条件に反する提案である場合。

要件定義、製品選定、PoC、設計、構築等、本業務の対象外作業を基本提案に含め、基本提案の範囲・費用と分離していない場合。

公正な審査を妨げる行為、秘密情報の目的外利用、又は不適切な働きかけがあった場合。

13. 中立性、公平性及び成果物の取扱い

受託者は、特定製品又は特定ベンダーの導入を前提とした結論を出してはならない。

製品名又はサービス名を例示する場合は、例示であること、代替案、例示理由、制約、後続検討事項を明記すること。

成果物は公社が保有し、後続の検討又は調達において必要に応じて再利用、編集、共有できることを前提とする。

成果物の著作権、再利用、第三者提供、既存著作物・ノウハウの取扱いについては、仕様書及び契約書に定める条件による。

公社から提供する共通資料以外に、公社以外との契約に基づく現行保守、過去業務、既存取引等を通じて把握している情報を利用する場合は、当該情報の種類、利用範囲、公社への提供可否、成果物への反映可否、後続調達時に他事業者へ共有可能かを明示すること。

後続調達において特定事業者のみが有利となる独自仕様、過度な要件、非公開情報に依存した要件を成果物に含めないこと。

14. 秘密保持及び情報管理

公社提供資料・情報は、第三者開示及び目的外利用を禁止し、秘匿情報は原則として提供しない。必要に応じてNDAを締結し、公社から求めがあった場合は受領資料を返却又は廃棄すること。

15. 成果物

成果物	概要
業務実施計画書	作業範囲、体制、スケジュール、打合せ計画、資料確認方法、成果物作成方針を整理する。
現状把握・分析報告書	ネットワーク、認証、端末管理、Microsoft 365、サーバ、運用体制等の現状を整理する。
課題・依存関係整理表	現行環境の課題候補、依存関係、短期維持領域、中長期見直し領域、未確認事項を整理する。
To-Be モデル検討論点整理資料	方向性、比較観点、判断材料、主な制約、未決事項を整理する。
概略ロードマップ	短期・中期・長期に検討すべき事項、主要マイルストーン、後続工程での検討事項を整理する。
次段階検討事項一覧	PoC、要件定義、調達、構築前に公社が確認・決定すべき事項を整理する。

経営層向け要約資料	主要論点、検討方向性、比較観点、リスク、ロードマップを図表中心で整理する。
打合せ資料・簡易議事録・課題管理表	打合せ要点、宿題事項、課題管理、決定事項、未決事項を整理する。

16. 留意事項

本募集要領及び仕様書に定めのない事項については、契約締結時に協議のうえ定める。なお、契約書と本募集要領又は仕様書の内容に相違がある場合は、契約書の定めを優先する。

提案者は、本募集要領及び仕様書の範囲では不足又は過大と考える事項がある場合、理由を付して代替案を提示して差し支えない。ただし、基本提案の範囲及び価格との関係を明確にすること。

本業務は後続の構築事業者又は製品を決定するものではない。

本業務の成果物に基づき、公社が後続工程の実施有無、範囲、時期、調達方法を改めて判断する。

技術点又は価格点のいずれかが基準点を下回る提案は、選定対象外とする。すべての提案が失格又は選定対象外となった場合は、公募を不調とし、再度の公募を行うことができる。

17. 提出先・問い合わせ先

項目	内容
担当部署	大阪府住宅供給公社 総務課 DX・情報システムグループ
担当者	高砂
所在地	大阪府中央区今橋 2-3-21
電話	06-7710-9230
電子メール	sysalert@osaka-kousha.or.jp
提出方法	電子メールにより提出